

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：大泉町役場

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	108.5%
全職員	70.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	99.5%
本庁課長相当職	97.9%
本庁課長補佐相当職	94.9%
本庁係長相当職	101.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	79.7%
31～35年	91.5%
26～30年	98.8%
21～25年	95.1%
16～20年	86.6%
11～15年	87.8%
6～10年	82.1%
1～5年	84.4%

【説明欄】

【任期の定めのない常勤職員以外の職員】の男女の給与の差異について

・任期の定めのない常勤職員以外の職員の職員数について、週当たりの所定勤務時間が20時間未満の職員は、1/2人換算とする。

【全職員】の男女の給与の差異について

・女性職員のパートタイム会計年度任用職員の比率が高いことにより、差異が大きくなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。